

【資料 1】

食べきり啓発業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「食べきり啓発業務委託（以下「本業務」という。）」に係る契約候補者を選定するための企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名
食べきり啓発業務委託
- (2) 業務内容
別紙「食べきり啓発業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (4) 契約上限額
3,850,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 実施スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 企画提案競技の書類の掲載開始 | 令和 8 年 4 月 7 日(火) |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和 8 年 4 月 14 日(火) 正午まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和 8 年 4 月 16 日(木) |
| (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和 8 年 4 月 21 日(火) 午後 5 時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和 8 年 4 月 23 日(木) |
| (6) 参加が認められない理由の請求 | 令和 8 年 4 月 27 日(月) 午後 5 時まで |
| (7) 企画提案書の提出期限 | 令和 8 年 5 月 11 日(月) 午後 5 時まで |
| (8) 審査会の実施 | 令和 8 年 5 月中旬（予定） |
| (9) 審査結果の通知 | 令和 8 年 5 月下旬（予定） |
| (10) 契約締結 | 令和 8 年 6 月上旬（予定） |

3 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 単独企業による参加
 - ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
 - エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
 - オ 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

(2) 共同企業体による参加

ア 共同企業体を構成するもののうちいずれかが(1)のアの要件を満たしていること。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)のイからオの要件を満たしていること。

※共同企業体の代表者は、(1)のアを満たす構成員とする。また、共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての、本企画提案競技への参加を不可とする。

4 企画提案競技の手続きに関する事項

- (1) 担当 秋田県生活環境部温暖化対策課 環境活動推進チーム
所在地 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号(本庁舎5階)
電話 018-860-1560
メール en-ondanka@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の掲載

ア 掲載書類

(ア)【資料1】企画提案競技実施要領(本書)

(イ)【資料2】業務委託仕様書

(ウ)【資料3】企画提案競技審査委員会設置要領

(エ)【資料4】企画提案書作成要領

(オ)様式集(様式1~6)

イ 掲載場所

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」温暖化対策課のページ及び「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、(様式1)質問票により受け付ける。

ア 受付期間

令和8年4月7日(火)から令和8年4月14日(火)正午まで

イ 提出先

温暖化対策課

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答方法

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の温暖化対策課のページ及び「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

オ 掲載期日

令和8年4月16日(木)

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書等の書類を提出期限までに、温暖化対策課に提出すること。

ア 提出書類

(ア)企画提案競技参加資格確認申請書(様式2)(以下「申請書」という。)1部

(イ)会社概要(様式3)1部

(ウ)共同企業体結成届(様式5)(共同企業体による申請の場合のみ)1部

(エ)共同企業体協定書(様式6)(共同企業体による申請の場合のみ)1部

イ 提出期限

令和8年4月21日(火)午後5時

- ウ 確認結果
令和8年4月23日（木）までに電子メールにより通知する。
- エ 留意事項
- (ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。
 - (イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格を失う。
 - (ウ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出すること。
 - (エ) 共同企業体による申請の場合
 - ①各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。
 - ②共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めること。
 - ③企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）については、共同企業体の代表者が提出すること。会社概要（様式3）については、構成員全員分を提出すること。
- (5) 参加資格の喪失及び辞退
参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。また、都合により辞退する場合には企画提案競技参加辞退届（様式4）を提出すること。
- (6) 参加が認められない理由の請求
- ア 参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対し書面（任意様式）でその理由の説明を求めることができる。
 - (ア) 提出期限
令和8年4月27日（月）午後5時
 - (イ) 提出先
温暖化対策課
 - (ウ) 提出方法
電子メール
 - イ 県は、書面を受理したときから10日以内に、説明を求めた者に対してその理由書を電子メールにより送付する。
- (7) 企画提案書の作成及び提出
参加者は、【資料4】企画提案書作成要領を参照の上、次の審査書類を提出期限までに、温暖化対策課に提出すること。
- ア 提出する審査書類
 - (ア) 企画提案書
 - (イ) 見積書
見積書には消費税等を含む総額を記載すること。
 - イ 提出期限
令和8年5月11日（月）午後5時
 - ウ 提出部数
 - (ア) 企画提案書 正本1部、副本10部
正本のみ、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び連絡先を記入の上、提出すること。副本は、審査の公正を期すため、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、連絡先及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載せず、副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとする。
 - (イ) 見積書 1部
企画提案書の内容を実施するための費用（総額は実施要領に定める委託額を超えない範囲で内訳も示すこと。）を明らかにした見積書（秋田県知事宛て）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び連絡先を記入の上、提出すること。

(ウ)「環境配慮」に関する書類 1部

【資料3別紙1】企画提案競技審査基準のうち、「審査項目（環境配慮）」に該当する場合は、次の書類を提出すること。

区分	提出書類
ISO14001登録	ISO14001登録証の写し
エコアクション21登録	エコアクション21登録証の写し
あきたゼロカーボンアクション宣言登録	あきたゼロカーボンアクション宣言登録書の写し
秋田県SDGsパートナー登録	秋田県SDGsパートナー登録証の写し

(エ)「賃金水準の向上」に関する書類 1部

【資料3別紙1】企画提案競技審査基準のうち、「審査項目（賃金水準の向上）」に該当する場合は、次の書類を提出すること。

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

(オ)「女性の活躍推進」に関する書類 1部

【資料3別紙1】企画提案競技審査基準のうち、「審査項目（女性の活躍推進）」に該当する場合は、次の書類を提出すること。

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

エ 留意事項

- (ア) 郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出すること。
- (イ) 提出できる企画提案書は、1案とする。
- (ウ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものと見なす。
- (エ) 一度提出した企画提案書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(オ) 共同企業体による参加の場合
会社概要（様式3）、「環境配慮」に関する書類、「賃金水準の向上」に関する書類及び「女性の活躍推進」に関する書類については構成員全員分を提出すること。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と契約候補者の選定方法

【資料3】企画提案競技審査委員会設置要領に基づき、審査を行う。

(1) 審査日程

令和8年5月中旬を予定しているが、詳細については改めて連絡する。

(2) 審査方法

参加者によるプレゼンテーションにより実施する。実施時間は、参加者に後日、連絡する。

(3) 選定

企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、第1位順位者を契約候補者として選定する。

(4) 結果通知

審査の結果は、企画提案競技参加者に電子メールにより通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の温暖化対策課のページ及び「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

(5) その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(2) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更される場合がある。

(3) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為は禁止する。
- (2) 参加者は、企画提案競技に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁止する。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

8 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、参加者に帰属する。
 - イ 参加者が県に提出した書類は、返却しない。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とする。